



令和8年度実施（令和9年度採用）

地方独立行政法人

# 神奈川県立病院機構職員採用試験

## 受験案内

### 事務職（一般採用）

神奈川県立病院機構では、県立5病院（足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター、がんセンター、循環器呼吸器病センター）の運営を行っております。

申込期限 令和8年4月8日（水）（申込・郵送締切（消印有効））

第1次試験日 令和8年4月25日（土）

第2次試験日 令和8年5月14日（木）又は15日（金）のどちらか指定する1日

申込先 採用試験申込フォームから応募

（申込フォームの入力のみでは申込とはなりません。必要書類のアップロード・郵送をもって申込完了となります。）

#### 1 試験職種、採用予定人員、職務内容等

職種	採用予定人員	職務内容	勤務先（※）
事務職 （一般採用）	10名程度	一般事務 （例：総務、企画、医事、経理、 人事給与、情報関係、地域連携）	足柄上病院 こども医療センター 精神医療センター がんセンター 循環器呼吸器病センター 本部

※ 人材育成の観点等から、他の所属（県立5病院及び本部）へ人事異動が行われます。

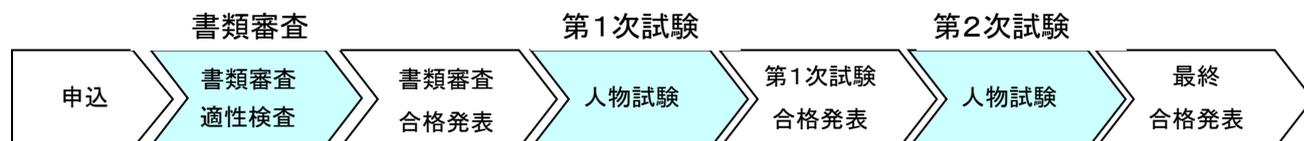
#### 2 受験資格

職種	受験資格
事務職（一般採用）	平成8年4月2日以降に生まれた人※

※ 雇用対策法施行規則第1条の3第1項例外事由3号イに基づき、長期勤続によるキャリア形成を図るため。

- 外国籍の人も受験できます。ただし、就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
- 次のいずれかに該当する人は、受験することができません。
  - ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く）。
- 勤務場所には、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の対象となる施設が含まれており、対応を予定しています（詳細は「9 勤務条件」に記載）。

#### 3 選考フロー



#### 4 試験日程・方法等

	種 目	内 容	日 程	場 所	時 間
書 類 審 査	書類審査	採用試験申込フォームへの入力	4月8日(水)まで	—	—
	適性検査	適性検査 (WEB受検)	4月9日(木)から 指定する期日までに 受検	インターネット環境が整った場所(自宅等) ※WEBカメラ付きのパソコンが必要です。(内蔵カメラ又は外付けカメラ必須)	約1時間
第1次試験	人物試験	面接1回 (個別又は集団)	4月25日(土) 受付開始 13時00分 受付終了 13時20分	神奈川県立よこはま看護専門学校 (横浜市旭区中尾一丁目5番1号)	約15分
第2次試験	人物試験	個別面接1回	5月14日(木) 又は 5月15日(金) のうち指定する1日	神奈川県立病院機構 本部事務局 (横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル4階)	約20分

#### 【試験受験にあたっての注意事項】

- ・ 採用試験申込締切後(4月9日以降)に、指定する期日までに適性検査を受けていただく必要があります。受検方法等の詳細については、申込された方へ案内します。
- ・ 受付終了後にお越しの場合は受験できません。ただし、鉄道の不通、遅れによる場合は、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。
- ・ 試験会場は変更となる場合があります。(変更時には受験者あて別途通知します。)
- ・ 第1次試験の人物試験は申込者数に応じて、個別面接又は集団面接を実施します。
- ・ 第2次試験の人物試験の日程は第1次試験合格通知と共に案内します。
- ・ 人物試験は、受験する順番によって待ち時間が発生する可能性がありますのでご了承ください。

#### 5 合格発表

試 験	発 表 日	方 法
書類審査	令和8年4月17日(金)	合否にかかわらず、全員へ通知します。
第1次試験 合格者発表	令和8年5月8日(金)	合否にかかわらず、全員へ通知します。
第2次試験 合格者発表 (最終合格者発表)	令和8年5月22日(金)	合否にかかわらず、全員へ通知します。

※ このほか、当機構ホームページ (<https://kanagawa-pho.jp/>) に合格者の受験番号を掲載します。

※ 個人情報保護の趣旨から、ホームページには受験番号のみを示し、氏名は掲示しません。

## 6 試験結果の開示

試験の結果については、途中棄権者を除き全員へ通知します。

## 7 採用

採用予定日は、原則として令和9年4月1日となります。前倒し採用を希望する場合、採用試験申込書の該当欄に表意してください。

## 8 受験手続

<p>(1) 申込フォームの入力</p>	<p>神奈川県立病院機構のホームページ内「採用情報」にアクセスし、「事務職（一般）」の採用試験申込フォームから申込みをしてください。</p>  <p>※基本情報の入力の他に志望動機（300字以内）、自己PR（200字以内）、これまで力を注いできたこと・そこから得たもの（200字以内）、これまでの経験を踏まえ、神奈川県立病院機構でやってみたい仕事（200文字以内）の入力があります。 時間に余裕をもって申込みしてください。</p> <p>※入力したメールアドレス宛てに受付確認の自動メールを送ります。 ドメイン設定（受信拒否設定）をされている場合、メールをお送りすることができません。ドメイン設定を解除する、又は『kanagawa-pho@snar.jp』を受信リストに加えてください。</p> <p>※本試験を申し込む人は、令和8年度に実施する当機構の他の採用試験に申し込むことは出来ません(契約・非常勤の採用試験は申込可能)。</p>
<p>(2) 必要書類のアップロード</p>	<p>申込フォームの入力後、マイページにログインし、マイページ上に表示される提出フォームから必要書類をアップロードしてください。(マイページのログイン方法については、受付確認の自動メールでお知らせします。)</p> <p><b>①顔写真</b> 正面から撮影したもの。縦横比4：3に限ります。</p> <p><b>②最終学歴（養成校）の成績証明書</b> 発行後3ヶ月以内で養成校が発行したもの。</p>
<p>(3) 成績証明書の郵送</p>	<p><u>成績証明書は、マイページ上でアップロードした後、原本を郵送してください。</u> (成績証明書が封緘されている場合は、開封しアップロードした後に郵送してください。)</p> <p><b>【送付先】</b> 〒231-8691 日本郵便(株)横浜港郵便局 私書箱第67号 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 採用(B)</p> <p>※ 封筒の裏面に「住所」及び「氏名」を記載するとともに、日中連絡が取れる電話番号を記載したメモ(付箋で構いません)を同封してください。</p>
<p>(4) 申込期限</p>	<p><u>令和8年4月8日(水)(郵送は申込期限日消印有効)</u></p> <p>※ 申込フォームへの入力、必要書類のアップロード及び郵送全て上記期日までに行ってください。</p>

(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>申込締切後に、受験番号及び適性検査の案内を通知します。</u></li> <li>・ 提出していただいた書類等は返却しませんので、ご了承ください。</li> <li>・ 身体に障がいがあり、受験上の配慮を必要とする場合は、申込フォームの所定欄に記載するとともに、申込みの前に配慮事項を電話にてご連絡ください。</li> <li>・ 最終合格発表後、採用前に最終学歴の「卒業証明書」を提出していただきます。</li> </ul> <p>必要書類の提出がない場合には、当機構では採用できませんのでご承知おきください。</p>
---------	--

## 9 勤務条件

身分	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員（地方公務員ではありません。）
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定め無し
試用期間	試用期間あり（6か月）
就業場所	<p>採用後、将来以下の県立病院等への人事異動が行われます。</p> <p>足柄上病院：足柄上郡松田町松田惣領 8 6 6 - 1          こども医療センター：横浜市南区六ツ川 2 - 1 3 8 - 4          精神医療センター：横浜市港南区芹が谷 2 - 5 - 1          がんセンター：横浜市旭区中尾 2 - 3 - 2          循環器呼吸器病センター：横浜市金沢区富岡東 6 - 1 6 - 1          本部：横浜市中区本町 2 - 2 2 ※1</p>
就業時間	週 38 時間 4 5 分
休憩時間	1 時間
休日等	<p>土、日、祝日及び年末年始は休日</p> <p>年次有給休暇（年間 20 日・4 月 1 日付与）のほか、夏季休暇（5 日間）、出産休暇、忌引休暇、療養休暇、育児休業等の制度あり。</p>
時間外労働	あり
賃金	<p>4 年制大学を新たに卒業する人の場合：</p> <p>月給 約 257,400 円（給料月額＋地域手当）※2</p> <p>あくまで例であり、職務経験の内容等により金額が異なる場合があります。昇給有り。このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。</p> <p>期末・勤勉手当は、年間 4.65 か月（4 月採用の場合、初年度は年間約 3 か月）分を支給。</p>
加入保険	雇用保険、共済組合（健康保険、厚生年金保険）、地方公務員災害補償基金
募集者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構
特記事項	<p>勤務場所には、令和 8 年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）の対象となる施設が含まれており、対応を予定しています。</p> <p>対応の内容が決定した際は、改めて対象者及び具体的な対応を連絡させていただきますが、採用試験合格者へ想定される対応は次のとおりです。</p> <p><b>【想定される対応の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を実施すること及び同確認のために国への戸籍等の提出を依頼すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、内定取消し事由とすること。</li> <li>・特定性犯罪の前科に係る経歴の詐称を「重要な経歴の詐称」として内定取消し事由とすること。</li> </ul> <p>また、本対応に向けた準備として、選考申込時において申込者全員に特定性犯罪の前科の有無を確認させていただきます（「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は後述の参照条文をご参照ください）。</p>
--	--

※1 本部事務局の移転予定について

神奈川県立病院機構本部は、令和8年度中（7月頃の見込）に現在地から横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1の本郷台駅前県市等合同施設内（神奈川県立地球市民かながわプラザ、横浜市栄区民文化センター等が入居する施設、JR根岸線本郷台駅から徒歩約5分）に移転する予定となっています。

※2 金額は令和8年4月見込のもの

## 10 問い合わせ先

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 本部事務局人事部人事課  
〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル 4階  
TEL (045) 651-1233  
<https://kanagawa-pho.jp/>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡し

を受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

#### 附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※ 第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。